４　超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの（第一項又は第三項の各号に掲げる条件に適合するものを除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。

二　筐体は、容易に開けることができないものであること。

三　使用する周波数帯における等価等方輻射電力は、次の値をそれぞれ満たすこと。

イ　任意の一MHzの帯域幅における平均電力　（一）四一・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。）以下の値

ロ　任意の五〇MHzの帯域幅における尖頭電力　〇デシベル以下の値

四　最大輻射電力より一〇デシベル低い輻射電力における上限及び下限の周波数帯幅は、四五〇MHz以上であること。

五　電波の発射を停止する機能を有すること。

［新設］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第48　略］

第49　超広帯域無線システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

［１～４　略］

5　第49条の27第４項に規定する7.25GHz以上９GHz未満の周波数の電波を使用するもの　1.75GHz

［第50～第77　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～42　略］

43　超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)～(3)　略］

(4)　第49条の27第４項に規定する7.25GHz以上９GHz未満の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値	
	任意の１MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値	任意の１MHzの帯域幅における尖頭電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値
1,600MHz未満	－90dB以下の値	－84dB以下の値
1,600MHz以上2,700MHz未満	－85dB以下の値	－79dB以下の値
2,700MHz以上7.25GHz未満	－70dB以下の値	－64dB以下の値
９GHz以上10.25GHz未満	－60dB以下の値	－35.7dB以下の値

別表第二号（第６条関係）

［第１～第48　同左］

第49　［同左］

［１～４　同左］

［新設］

［第50～第77　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～42　同左］

43　［同左］

［(1)～(3)　同左］

［新設］